

平成 29 年度役員報酬額（平均支給額）

役員報酬規則第 4 条第 2 項に規定する会長が別に定める月額報酬と特別手当は次の各号に掲げる金額とする。

- | | | |
|----|------|-------------|
| 一、 | 月額報酬 | 1,583,333 円 |
| 二、 | 特別手当 | 0 円 |